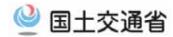


北海道開発局の地域防災支援 防災ナビ



- ■北海道内では、過去より地震、津波、豪雨、火山噴火等による自然災害が発生しており、北海道開発局ではこれら の経験及び全国的な災害の教訓を踏まえ、災害に強い社会基盤づくりと防災体制の整備を進めています。
- ■頻発する自然災害から国民の生命と暮らしを守るため、今後とも各自治体との連携強化に努め、地域防災力強化に向けた総合的な支援・協力を進めてまいります。

支援メニュー

- 1. 防災体制の強化
- 1-1防災情報の提供
- 1-2八ザードマップ整備の支援
- 1-3水防連絡協議会
- 1-4道路防災連絡協議会
- 1-5道央圏港湾の防災連携
- 1-6自治体と連携した防災訓練の実施
- 1-7地域防災力向上のための支援

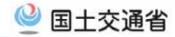
- 2. 災害発生時の対応や支援
- 2-1現地情報連絡員(リエゾン)派遣
- 2-2緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)派遣
- 2-3災害対策用機械による支援
- 2-4広域防災フロートの派遣
- 2-5大規模土砂災害発生時の緊急調査
- 2-6特定緊急水防活動
- 2-7雪害・暴風雪を踏まえた新たな取組

- 3.災害に強い地域づくり
- 3-1根幹的な社会資本整備(直轄事業)

3-2 防災・安全交付金

- 3-3津波防災地域づくり法
- 注)本メニューは防災支援に関する施策の一部を掲載しています。(平成27年10月19日版)

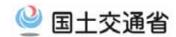
1-1防災情報の提供【概要】



- ■北海道開発局の河川・道路管理用光ファイバと防災関係機関が保有する光ファイバを相互接続した広域防災情報 ネットワーク「防災情報共有WAN」を構築しています。
- ■自治体を含めた防災関係機関が災害現場のリアルタイム情報を共有することにより、各機関の的確な状況把握と 迅速な意志決定を支援します。



1-1防災情報の提供【防災情報共有WAN】



■防災情報共有WANでは、地図画面の上で河川・道路監視カメラのリアルタイム映像や各種気象情報、交通規制の 状況等、防災関係機関が保有する最新の情報を一元的に把握することが可能です。



【CCTV動画像】(道路)



【CCTV動画像】 (河川)





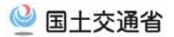


区分 共有情報内容 ・道路テレメータ情報【国道】 (気温、雨量、積雪、風向風速等) 河川テレメータ情報(雨量、水位) · 地震計情報【河川·国道】 気象レーダ【河川・国道】 気象 火山観測データ【北海道砂防】 • 台風情報【気象台】 **涌行規制区間情報**【国道】 突発規制情報[国道·道道] 規制 工事規制情報【国道】 河川·道路·港湾·漁港管理用CC TV映像 防災ヘリ、衛星通信車等の撮影映 画像 火山監視画像【北海道砂防】 提供 道路情報表示板[国道]



【国道規制情報】

1-2ハザードマップ整備の支援



■様々な洪水ハザードマップの先進的取組の事例を有しており、はん濫シミュレーション結果の提供のほか、洪水ハザードマップの作成や改訂にあたっての技術的支援を実施しています。

地域と連携したハサート、マップの点検

流域の人々と共に学習する機会として『ハザードマップを活用した防災勉強会』を実施 <勉強会での意見>

- ・水防計画から作成したことで避難経路が漠然としている。また、避難場所が不適切な箇所も見られる。
- ・地震や津波あるいは原発も考慮した新たなマップを作成すべき。
- ・H16作成から時間が経過し住民も既に忘れているようである。イベントなどを企画し、忘れないような方策が必要では。

番号	勉強会メンバー
1	ランコ・ウシ尻別川河川受護の会 代表
2	蘭越商工会 事務局
3	蘭越観光協会 会長
4	蘭越建設協会 監事
5	蘭越消防団 副団長
6	NPO法人 らんこしコラボレーション 事務局長
7	内水面漁業協同組合 組合長
8	日本ラフティング協会 尻別川 河川支部長
9	NPO法人 しりべつリバーネット 常務理事
10	尻別川カヌー倶楽部 代表
11	NPO法人 コミュニティ・ネットみなと 理事長
12	NPO法人 しりべつリバーネット 事務局
13	消防組合蘭越支署 消防係長
14	蘭越町教育委員会 生涯学習課 主幹
15	蘭越町 総務課 まちづくり主幹
16	小樽開発建設部



札幌市中小河川洪水ハザードマップ(平成23年4月公表)

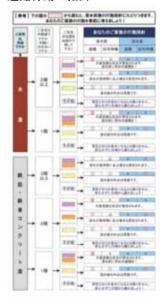
住民が自らの避難行動を判断できるように、

避難行動の指針(建物の構造や階数と想定浸水深の関係から浸水前後の行動指針)や避難にあたっての留意点について記載した「逃げどきマップ」作成。





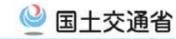
避難行動の指針



避難にあたっての留意点



1-2ハザードマップ整備の支援【まるごとまちごとハザードマップ】



- 自らが生活する地域の洪水の危険性を実感できるよう、"まちなか"に浸水深や避難場所などの、水災害に関わる情報を表示する標識を設置します。
- ■洪水ハザードマップの更なる普及浸透及び危機意識醸成と洪水時避難所等の認知度の向上を図ります。

設置する標識について

①避難場所標識

災害時に避難をする場所に設置をします(設置は市町村)

<u>②想定浸水深+避難場所誘導</u> 標識

洪水ハザードマップ上の想定 される浸水深とその地区の避 難場所を表示する標識を設置し ます(国直轄管理区間への設 置は各開発建設部)

※最寄りの開発建設部へご相 談ください。



①避難場所標識



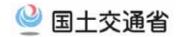
②想定浸水深+避難場所標識





設置の例(留萌市)

1-2ハザードマップ整備の支援【ハザードマップポータルサイト】



■自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係 施設の位置などを表示したハザードマップを整備しています。 これをもとに、全国の各種ハザードマップを検索・閲覧することが出来ます。

ハザードマップポータルサイト周知、活用促進

各種ハザードマップと、道路冠水箇所などの防災に役立つ情報を、 一枚の地図上で、重ねて閲覧することができます。

国土地理院の「電子国土」上に、各種ハザードマップや道路冠水箇所な どの防災に役立つ情報を重ねて閲覧することができる。

ホームページへの掲載や地方公共団体の広報等を通じ、住民への周知、 活用促進を図っています。

ハザードポータルサイトのイメージ



閲覧できる防災情報とその活用方法

河川氾濫により浸水が想定される区域と浸水深が全国 地方公共団体が整備した洪水ハザードマップがシーム

用することができます。

レスに開覧可能、出水時の水熱活動や姿勢行動等に活

大乗などで土砂鎖れや落石の頂れのある箇所について

規制の基準を含めて、災害が発生する前に適行止めな

過去から現在までの空中写 真、明治前期の低温地や都 市圏活断層図など防災に役

立つ各種地理空間情報も表

このサイトで閲覧できる防災情報とその活用方法

シームレスに開発可能。氾濫時に想定される状況を事

前に知ることができ、水震による被害の軽減を図るこ

アンダーバスなど、大雨の際に起水し、車両が水没す

ふなどの音大な事物が配きる可能性がある施死。 大阪

いる場合には不用質に適行しないところと認識するこ

災害直接から、救難・救助・物資供給等の広急活動の ために、緊急車両の通行を確保すべき重要な道路。災

書が発生した際には交通規制が想定されるため、通行

に注意が必要です。

道路冠水思定菌所

防災情報を重ねあわせて閲覧(例1) 漫水器定区域

○の箇所は、大雨の際に道路冠水のおそれ。 があるため、漫水想定区域から遊離する場合 のルートの検討において、注意が必要です。

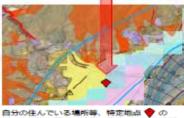
ハザードマップポータルサイトのパンフ レットは下記アドレスに掲載しています。 ダウンロードの上、活用ください。 http://disaportal.gsi.go.ip/pamphlet /pamphlet.html

国土交诵省ハザードマップポータルサ イトはこちらから。

防災情報を重ねあわせて閲覧(例2)







ある地点の様々な防災情報を閲覧(例3)

緊急輸送道路

事前通行規制区間

十秒災害魚輪館馬

浸水皿定区域

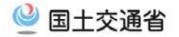
治水地形分類遊

様々な災害に関する情報を閲覧し、その場所 がどのような災害に対するリスクが高いのか 把握で含ます。

国土交通省ハザードマペプポータルサイト http://disaportal.gsi.go.jp/

ハザードマップ

1-3水防連絡協議会



■水防法に基づき、水害の防止・流域住民の安全の確保を目的とした水防連絡協議会を各開発建設部に設置し、関係機関との密接な連携を図っています。

取組概要

①重要水防箇所の周知

・一級河川について、洪水等に際して水防状特に注意を要する箇所(重要水防箇所)を水防管理団体へ周知

②合同の河川巡視

・重要水防箇所等、水防管理団体が洪水時等に迅速、かつ、的確な水防活動を行うよう出水期前や洪水経過後に おいて水防管理者、水防団等と合同で河川の巡視を実施

③水防訓練

- ・水防管理団体等が実施する水防訓練に河川管理者も積極的に参加し、必要に応じ水防工法等について指導、助言
- ④水防情報、水防警報、洪水予報の連絡
- ⑤水防資材の整備状況
- ⑥指定水防管理団体の協議、水防計画
- ⑦その他

< 重要水防箇所の合同巡視実施状況 >





堤防上にて堤防高、堤防断面等、重要水防の評価種別を確認。自治体から 過去の浸水被害の情報提供を頂き、出水時の連携について確認しています

水防連絡協議会設立状況

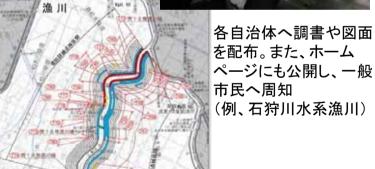
「水防連絡協議会」は各開発建設部に設置され、現在、9の協議会が設立されております。

<構成機関(敬称略)>

北海道開発局、北海道、市町村、気象台、陸上自衛

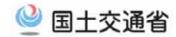
隊等

<重要水防箇所の周知 >





1-4道路防災連絡協議会



■地域住民と防災関係機関が一体となった「地域防災パートナーシップ」構築に向けて、関係者が情報を共有し共通の認識に基づいて総合的な地域防災対策を実施していくため、道路防災連絡協議会を設立しています。

取組概要

①地域防災協力体制の整備

・異常現象を目撃した場合に道路管理者に迅速に通 報する体制の構築等。

②災害時等の情報伝達の充実

- ・防災関係機関相互の情報を共有化及び災害時情報 伝達の充実。
- ・通報先を明示した標識や非常電話等の設置による 情報通信手段の多様化。
- 災害情報を速やかに通行車両へ伝達する道路情報 板等の施設の設置を検討。

③地域の防災意識の高揚

- ・地域の全ての関係者を対象に、防災啓蒙ポスター・ パンフレット・ビデオ等の資料作成配布及び、道路防 災ホームページによる道路防災情報提供。
- ・地域住民や道路利用者等が参加したシンポジウムの実施や防災訓練の充実等。
- ④その他、道路防災の必要事項に関すること





道路防災連絡協議会設立状況

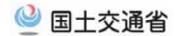
「道路防災連絡協議会」は各開発建設部に設置され、現在、12の協議会が設立されております。

<構成機関(敬称略)>

北海道開発局、北海道、市町村、警察、消防、自衛隊、気象台、商工会議所、観光協会、バス協会、ハイヤー協会、トラック協会、NTT、北海道電力、JR北海道等

名称	開建	設立
後志地方 河川·道路防災連絡協議会	小樽	H12. 8. 25
渡島·檜山地方 道路防災連絡協議会	函館	H12. 11. 21
網走地方 道路防災連絡協議会	網走	H14. 11. 19
十勝地方 道路防災連絡協議会	帯広	H15. 3. 6
日高地方 道路防災連絡協議会	室蘭	H15. 3. 12
釧根地方 道路防災連絡協議会	釧路	H15. 3. 18
留萌地方 道路防災連絡協議会	留萌	H15. 4. 30
上川地方 道路防災連絡協議会	旭川	H15. 8. 26
胆振地方 道路防災連絡協議会	室蘭	H16. 6. 1
空知地方 道路防災連絡協議会	札幌	H16. 10. 19
石狩地方 道路防災連絡協議会	札幌	H16. 11. 29
宗谷地方 道路防災連絡協議会	稚内	H18. 9. 15

1-5道央圏港湾の防災連携



- ■北海道開発局では、大規模災害が発生した際においても、北海道の産業や経済に大きな役割を有する道央圏港 湾の機能が安定的に発揮されるため、日本海及び太平洋に立地する道央圏港湾の港湾管理者と連携し、港湾機 能を維持していくための措置に取り組んでいます。
- ■災害発生時において、道央圏港湾が総体として継続的な物流機能を確保・発揮することができるよう、平成24年 4月に道央圏港湾BCPが策定されました。



道央圏港湾の相互連携による災害発生時の

●道央圏港湾BCPの内容

①船社や荷主等が代替港利用を判断するための情報収集伝達

(被災港及び非被災港の各種情報を連携本部(北海道開発局)に集約し、一元的に発信等) →代替輸送判断に資する情報提供として、発災時の「施設被害情報提供」を平成24年9月 から北海道開発局HPにおいて開始。

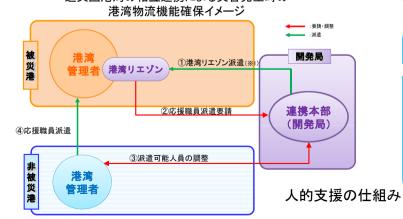
②被災港の港湾管理機能や施設の早期復旧等に資する人的支援

(被災港の港湾管理者へ港湾機能確保に係る情報を収集する「港湾リエゾン」の派遣や、非被災港 から被災港へ応援職員を派遣 等)

→平成24年4月に道央圏5港湾に 「災害時における相互応援協定」が締結され、 人的支援などに関する実効性が担保。



道央圏港湾連携 による災害時に おける相互応援 に関する協定

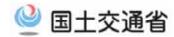




図上防災訓練

問題点の抽出道央圏港湾及び関係機関の災害体制の強化を図っていく ために、定期的な防災訓練などを実施するなど、PDCA サイクルによるスパイラルアップに努めていきます。

1-6自治体と連携した防災訓練の実施



- ■北海道開発局では、多様な災害に備え、地域と連携して防災力を高めていくため、自治体と連携した訓練にも取り組んでいます。
- ■北海道開発局で定期的に実施する防災訓練は公開しております。自治体で防災訓練を実施するにあたり、事前 の参考として、見学が可能ですので、ご相談ください。

●防災訓練のまでの流れ

地方自治体等

①訓<mark>練の要請、</mark>問合せ



各開発建設部 防災対策官 もしくは 地域活力支援チーム相談窓口

②開発建設部で内部調整

- ・各開発建設部の相談窓口に実施したい訓練内容を、お気軽に相談ください。
- ・開発建設部内部で、調整の上、実施時期と内容を依頼者と調整致します。

●北海道開発局で実施している防災訓練例

■総合訓練

·地震、津波、広域支援、危機管理演習、豪雪対応、噴火危機管理演習等

■個別訓練(関係機関連携訓練)

・洪水対応演習、地震防災訓練、ダム管理演習、土石流発生時演習、火山噴火災害演習、水防公開演習、水防工法現地訓練、海上防災訓練、通信訓練、救急内水排水訓練、油流出事故対策訓練、災害時孤立集落救援対応訓練、豪雨対応訓練、ハザードマップを活用した防災訓練、トンネル防災訓練等

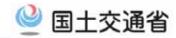
■非常事態対応訓練

・災害広報訓練、防災総務マネジメント訓練、災害対策本部オペレーション訓練、通信訓練、電源喪失対応訓練 等

■操作技術訓練

·画像伝送訓練、情報伝達訓練、災害対策用機械操作訓練、農業水利施設防災訓練、土砂災害対応訓練、港湾工事防災訓練、冬季防災訓練、災害対策用へリコプター画像伝送訓練、樋門遠隔操作訓練、出水時河川巡視訓練、小型衛星通信装置操作訓練、排水機場操作訓練、図上訓練、災害規模調査訓練等

1-6自治体と連携した防災訓練の実施【訓練の例】



●総合訓練の例

■災害時に被害を最小限に留めるためには、国、道、 市町村をはじめとし、防災関係機関の円滑な連携が 重要となります。

そのために、各機関が有する災害対応のリソース、 初動対応などについて、日頃より相互理解を進める ため、自治体・関係機関と相互に訓練参加を実施し ています。

北海道開発局総合防災訓練





●個別訓練の例

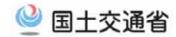
■開発局職員及び防災関係機関(自治体・消防等) を対象に、防災意識の向上・関係機関との連携強 化を目的として、大規模な洪水・土砂災害発生時に おける対応についてハザードマップ等を活用し、危 険箇所や避難箇所の確認、関係機関との連携時に おける課題抽出などの図上訓練を実施しました。 〔参加機関:網走開発建設部、防災関係機関(各自 治体・陸上自衛隊・消防等)〕

河川洪水・土砂災害対応図上訓練(網走開建)





1-7地域防災力向上のための支援



- ■北海道開発局では、地方自治体等がより効果的に地域防災力を向上させるために、様々な支援をしております。
- ■地域の防災力を高めてもらうために、開発局で行っている防災訓練の見学受け入れを行うとともに、地域防災を 担う人材養成育成の支援、地域住民の防災意識向上のための講習会の実施、及び防災意識向上のためのグッズ の貸与などを行っています。

●支援メニュー

北海道開発局が実施する防災訓練への見学等

- ▶ ロールプレーイング方式の防災訓練の見学、DIG 方式の防災訓練の参加など防災訓練を通じて、 防災訓練ノウハウを提供します。
- ▶ 今後、合同で防災訓練を実施しようというお考え がある場合、一度北海道開発局がどのような防 災訓練を行っているか、見学で確認頂けます。

地域防災を担う人材育成の支援

- ▶ 町内会、自主防災組織、NPO等の様々な組織レベルによる共助の仕組みを構築するお手伝いをします。
- ▶ 図上訓練を実施するための、地域の世話役(ファシリテーター)の養成や、水防団員の水防技術の向上のための実技演習などを支援します。

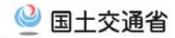
防災意識向上のための学習会等の実施

- ▶ 地域の防災に関する情報とともに職員が持つ知 見を交えて説明・紹介する多種多様な出前講座を 開設しています。
- ▶ 出前講座(講習会)の内容については、ご要望に より対応致しますので、お気軽にご相談ください。

防災意識向上のための防災グッズの貸与

- ▶ 地域住民等の防災意識向上のための取組を支援 するために、北海道開発局で所有している、東日 本大震災に関連するパネル、モニュメント、画像D VD等をお貸しします。
- 勉強会等をご検討されている場合は、災害に関連する教育用のビデオ等が多数ありますので、ご相談ください。

1-7地域防災力向上のための支援【人材育成の例】



■出水時における水防活動が円滑に実施されるよう、水防団員の水防技術の向上及び伝承をはかるため、 特に技術面に主眼をおいた講習会を実施し、水防の技術的なリーダーを組織的に育成のお手伝いをします。

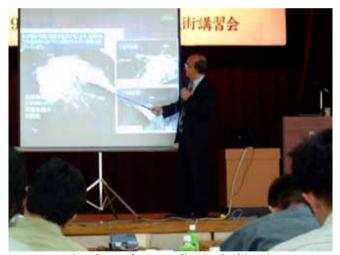
水防技術講習会の実施内容

- ①水防工法の実技演習
 - -縄結び
 - ・土のう製作、水防工法等の実習



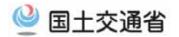
月の輪工法実施状況

- ②その他(例)
 - •水防法や河川情報等の説明
 - ・近年の気象状況等



水防一般の講義実施状況

講習対象者:①心身ともに健全な者で水防のリーダーとしてふさわしい団員で水防管理団体の長が推薦するもの②北海道会開発局・北海道・市長村の水防担当職員での所属長の推薦するもの



天塩川上流水防学習会(平成26年7月9・10日)

水防災意識向上を目的として、関係機関と連携し下 川町立下川小学校5・6年生、中川町立中央小学校 4・5・6年生を対象に水防学習会を開催し、災害図上 訓練、気象の学習、降雨体験装置による体験学習等 を実施しました。(参加機関:下川町、中川町、旭川 地方気象台、(独)土木研究所寒地土木研究所、旭川 開発建設部)

降雨体験



災害図上訓練

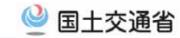
川の防災学習会 (平成26年9月16・17日)

水防災意識向上を目的として、北見市立小泉小学校の5年生を対象に川の防災学習会を開催し 洪水時の川の変化や働きを学習し、ハザードマップを参考として、地域に内在する洪水時のリスク等を記載した「マイハザードマップ」の作成や防災情報の収集方法等について実施しました。



「マイハザードマップ」の作成

1-7地域防災力向上のための支援【防災グッズの貸与】



- ■北海道開発局では、市町村が実施する地域住民等への防災意識向上のための取組を支援するため、北海道開発局が所有する啓発用のパネル、映像DVD等を貸し出します。
- ●グッズの貸与を希望する場合

地方自治体等

①貸<mark>与の要請、</mark> 問合せ



各開発建設部 地域活力支援チーム相談窓口

- ・グッズの貸与を希望する場合は、各開発建設部 の相談窓口にお気軽に相談ください。
- ・グッズ等の貸入、返却についても、お気軽に相談ください。
- ・借用中のグッズの管理については、借用者が 責任を持って行ってください。

●東日本大震災のグッズ内容

- ▶東日本大震災パネル[A1版]Aセット(42枚)、Bセット(18枚)▶東日本大震災モニュメント
- 警戒標識「ト型道路交差点」(サイズ:W800×D800×H450cm)
- ·小型標識「津波浸水想定区域」(W680×D380×H300cm)
- •補助標識「住所表示」(W680×D380×H300cm)
- ·山下第二小学校の「教室時計」(W500×D400×H300cm)
- 津波に呑まれた「ヘルメット」(W500×D400×H300cm)
- ▶東日本大震災 画像DVD
- ・「東日本大震災、現場の戦い」:50分
- ・『「東日本大震災」の衝動対応』「啓開・リエゾン」首長インタビュー集 : 34分
- ・『「三陸の奇跡」と「命の道」』: 6分

貸与品例

〇パネルAセット





〇モニュメント





O画像DVD





2-1現地情報連絡員(リエゾン)派遣



- ■北海道内において、重大な災害が発生し、又は発生の恐れがある場合等に、災害発生時の情報収集等を目的として、自治体等へ現地情報連絡員(リエゾン)を派遣します。
- ■派遣の際は、作業スペースの確保等の必要最小限の協力をお願いします。

●活動内容

- ・災害情報や開発局による支援の要望等の情報収集
- ・開発局で収集した災害情報、被災情報等を提供
- •TEC-FORCEや災害対策機械派遣等に関する連絡 調整

●道内自治体等への派遣実績

H22: 9機関 延べ 16名 H23: 6機関 延べ 15名 H24:18機関 延べ 48名 H25:25機関 延べ152名 H26:87機関 延べ586名



東日本大震災での事例

派遣されたリエゾンは、災害対応に追われる自治体職員に成り 代わり、市長などの片腕としてサポートしました。4県31の市町村、 自衛隊に派遣され、国土交通省全体で延べ3,916名が派遣さ れました。

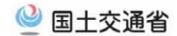






北海道開発局からは自治体等30機関に延べ87名を派遣しました。

2-2緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)派遣



■大規模な自然災害に際して被災状況の把握や被災地の早期復旧のための技術的支援など、被災地方自 治体の支援を迅速に実施します。

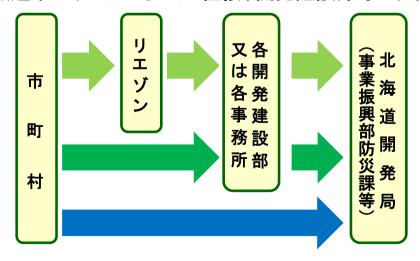
- 隊員は河川、砂防、道路、港湾、建築、電気、機械等の専門技術 者等で構成
- ・任務別の班編成により、緊急事態に速やかで的確な対応を実施
- ・全国に配備しているヘリコプターや排水ポンプ車などの災害対策 用の機材により、迅速な被害状況調査や現地での応急対応が 可能

班編成

先遣班、現地支援班、情報通信 班、高度技術指導班、被災状況 調査班(ヘリ調査)、被災状況調 査班(現地調査)、応急対策班

●派遣要請

派遣中のリエゾンもしくは直接、開発建設部等にお伝え下さい





被災状況調査(現地調査)



復旧工法の検討



復旧方針樹立の指導



訓練:排水ポンプ設置訓練、実地訓練などによる平時の備え

🥝 国土交通省

2-2緊急災害派遣隊(TEC-FORCE)派遣【主な班の役割と活動】

先遣班

先行的に派遣し、被災状況、必要とされる応援・支援の規模を把握のう え、派遣元の北海道開発局応援対策本部等へ報告





報告











現地支援班



現地の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)各班及びそれぞれ指

揮を受ける災害対策本部との連絡調整、災害情報、応急対策活動状況等 の情報収集、気象等の情報提供、被災地の支援ニーズの把握等を実施



被災地整災害対策本部

被災状況調查班

情報通信班

被災状況の映像の配信、電話等の通信回線の構築









橋梁の被災状況調

道路の被災状況調査

堤防の被災状況調査

連絡調整

防災ヘリコプター・踏査等により、被災状況を調査

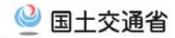


住宅地の被災状況調査

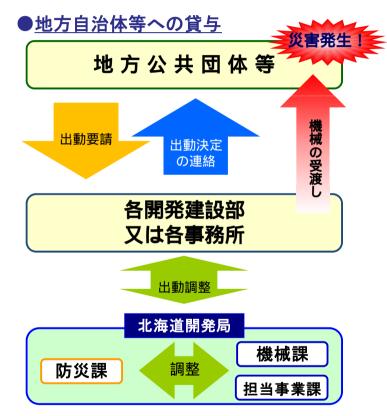
防災ヘリコプター こよる被災状況調査



2-3災害対策用機械による支援



- ■北海道開発局では、災害時の緊急対応や情報通信の確保のための各種機材を全道各地に配備しており、災害時には速やかに出動し被害の最小化を図っています。
- ■これら機材は自治体の要請に基づき貸与することが可能です。
- ■大規模災害時には全国の地方整備局から機材が集結し支援を行います。



- ・最寄りの開発建設部又は道路・河川事務所へ、「被災 状況」「出動場所」「要請希望機械」等をお伝え下さい。
- ・機械のみの貸出を希望か、オペレーターを含めての 貸出を希望かも同時にお伝え下さい。
- ・災害対策用機械は無償貸与ですが、作業に必要な人員・燃料等は要請者の負担となります。

●出動事例



H22.8 低気圧による大雨 (美唄市より要請)

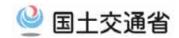
H23.3 東日本大震災への出動 (宮城県東松島市)



H26.9 断水に伴う給水支援 (江別市より要請)

H24.4 ペンケ歌志内川 河道閉塞現場の復旧作業支援 (北海道より要請)

2-3災害対策用機械による支援【災害対策用機械の紹介】



●災害対策用機械の紹介

排水ポンプ車

照明車

対策本部車

衛星通信車

散水車 (給水装置付)































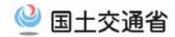
豪雨等による洪水時に おいて、堤内にあふれ た水を排除します。 排水ポンプ、発動発電 機、照明装置、クレーン 装置等を搭載しており、 ポンプ設置から排水作 業までの作業を1台で行 うことが可能です。 夜間の災害現場における作業員の安全確保や、 被災現場の監視を行う 場合の照明として使用します。

災害時の排水機場・水 門等の非常用電源としても使用可能です。 車両後部を拡幅させることにより、現地対策本部 に必要なスペースを確保 出来ます。

各種情報通信機器が搭載されており、場所を問わず情報収集・連絡が可能です。

災害が発生した際に速 やかに現地に出動し、通 信確保及び情報収集・伝 達を行う機械です。 不感地帯がほとんど無く、 日本国内のほぼ全域で 通信確保が可能です。 通常時は道路の清掃に使用していますが、この機械に給水装置を搭載し、給水活動にも利用できるほか、公共施設等の給水タンクなどにポンプアップする機能も備えています。

2-3災害対策用機械による支援【配備状況】



■北海道開発局では、地震、水害、及び火山噴火等による様々な災害から国民の生活と財産を守るために各種の災害対策用機械を保有し、道内のみならず全国に出動出来るようにしています。

災害対策用機械の配備状況

保有 機械名 保有 ブロック名 開発建設部名	災害対策用へリコプター	小形無人へリコプタ	無人災害調査車	衛星通信車	情報収集車	対策本部車	待機支援車	排水ポンプ車	ポンプ自走装置	照明車	土のう造成機	水陸両用車	多目的支援車	分解組立型バックホウ	応急組立橋	ブロック別保有台数
北海道開発局	1															1
道央ブロック 札幌、小樽、室蘭		1	1	1	2	1	2	11	3	6	1		1	1	2	33
道南ブロック 函館				1			1	2		1		1				6
道東ブロック 釧路、帯広、網走(一部)				1	2	1	1	8	2	4	1	1				21
道北ブロック 旭川、留萌、稚内、網走(一部)				1	2	1	1	6	2	4	1	1				19
計	1	1	1	4	6	3	5	27	7	15	3	3	1	1	2	80



災害対策用機械の活動状況



小形無人ヘリコプター



対策本部車



応急組立橋

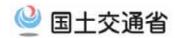


土のう造成機



衛星通信車

2-4広域防災フロートの派遣



- ■北海道開発局では、大規模な自然災害が発生した場合、広域防災フロートを派遣し、防災フロートに積み込んだ緊急物資の輸送や被災した港湾等において臨時の係留施設、ヘリポートとして使用するなど、移動する防災拠点として活用していきます。
- ■東日本大震災では、東北地域に派遣され、自衛隊等と連携しながら灯油や軽油を被災地に輸送した他、相馬港において臨時係留施設として活用されました。

東日本大震災では東北地方へ派遣

平成23年3月11日の東日本大震災による被災地への支援のため、室蘭港から出港した広域防災フロートは大船渡港(岩手県)及び相馬港(福島県)へ緊急物資を運び、相馬港では作業船の係留施設として活用されました。





広域防災フロート諸元

全長:80m

全幅:24m

高さ:4m

重さ:1,300トン

構造:鋼製(二層デッキ)







■上甲板:1000トン級貨物船等の接岸が可能

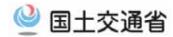


■貨物室 積載可能重量800トン 備品、支援物資の格納場所、 避難時の乗船スペース



■ヘリポート 被災住民や支援物資輸送の ためのヘリの離着陸に利用

2-5大規模土砂災害発生時の緊急調査



■平成23年5月に土砂災害防止法が改正され、大規模な土砂災害が急迫している状況においては、市町村が 適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、国又は都道府県が被害の想定される区域・時期の情報を提 供します。

背黒

- ①岩手・宮城内陸地震(H20)、新潟県中越地震(H16)の際、多数の天然ダム(河道閉塞)が形成され、県など 地元自治体からの要請を受け、国が支援を実施。
- ②天然ダム、火山噴火に伴う土石流、地滑りによる大規模な土砂災害が急迫している場合、ひとたび発生する と広範囲に多大な被害が及ぶおそれがあり、時々刻々と状況が変化しリスクの把握に技術力が必要。

法改正の目的

- ①大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村 が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう国又は都 道府県が被害の想定される区域・時期の情報を提供。
- ②高度な技術を要する土砂災害については国、その他の土 砂災害については都道府県の役割や関与を法律上明確化。



岩手・宮城内陸地震による天然ダム



当初想定された磐井川下流域の避難対象エリア (天然ダム(河道閉塞)から概ね20Km)

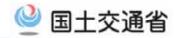
土砂災害防止法の改正内容(平成23年5月施行)

- ①天然ダムや火山噴火に伴う土石流、天然ダムの湛水(高度な技術を要する土砂災害)については国、地滑 りについては都道府県が緊急調査を実施。
- ②緊急調査に基づき被害の想定される区域・時期の情報(土砂災害緊急情報)を市町村へ通知・一般へ周知。

市町村長が住民への避難を指示(災害対策基本法第60条)等

土砂災害から国民の生命・身体を保護

2-5大規模土砂災害発生時の緊急調査【平成23年新燃岳噴火での事例】



- ・平成23年1月27日、霧島山 (新燃岳) の噴火活動が活発化。その後も活発な活動が継続し、周辺の流域に 降灰等が堆積。
- ・降灰等の堆積状況を調査するため、ヘリコプターによる上空からの調査及び地上からの調査を実施。
- ・調査により<mark>降灰分布と降灰層厚を把握</mark>すると共に、土石流のおそれのある渓流において土石流氾濫シミュレーションを実施。

火山噴火の発生

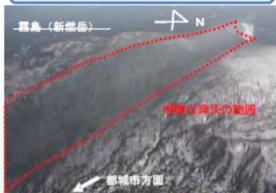


H23年1月霧島山(新燃岳)の火山噴火



山間部の河川の流域内に降灰等が 広範囲に堆積し、降灰等の堆積を原 因とする土石流の発生のおそれ

降灰等の堆積状況調査



へりからの土石流危険渓流内における 降灰等の堆積状況調査



地上からの降灰等の堆積状況調査

数値解析等による土砂災害緊急情報の作成



■土砂災害緊急情報の作成にかかる動き

へリによる上空からの降灰調査(H23.1.27) 地上からの降灰調査(H23.1.28~1.29) 降灰等の堆積を原因とする土石流のおそれの ある渓流確認(H23.1.30)

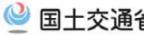
シミュレーションによる解析(H23.1.31~H23.2.3)



自治体へ情報提供(2/4)

雨量基準の変更情報提供(3/1)

2-5大規模土砂災害発生時の緊急調査【平成23年台風12号災害での事例】 望 国土交通省



奈良県熊野川(十津川)流域(3箇所)・和歌山県日置川流域(1箇所)において、緊急調査に着手 9月

9月 8日 土石流等による被害が想定される土地の区域、及び避難のための参考となる重大な土砂災害が想定される時期に 関する土砂災害緊急情報を、関係県・市町村に通知し、警戒避難対応を支援。

9月12日 9月6日に緊急調査を実施した4箇所において、最新の測量情報を用いて精度向上をはかり、再度、土砂災害緊 急情報を通知。(ヘリコプターからのレーザー距離計 → 航空写直撮影【国土地理院】)

9月13日 調査により、奈良県熊野川(十津川)流域において、緊急調査の要件に該当する箇所が、新たに1箇所確認され たため、緊急調査を実施

9月15日 奈良県熊野川(十津川)流域において新たに確認された河道閉塞箇所について、土砂災害緊急情報を通知。

緊急調査等の実施状況

河道閉塞の発生

奈良県五條市大塔町赤谷箇所



河道閉塞の高さ等形状の計測 上空からのレーザー測距計による計測



※ 土砂災害緊急情報の発信は、奈良県熊野川(十津川)流域に12回、和歌山県日置川流域に7回、 越流確認等の随時情報は同26回、15回にのぼった。

河道閉塞の湛水位の常時観測

投下型水位観測ブイの設置



河道閉塞筒所下流の監視 衛星通信車の監視カメラによる観測



土砂災害緊急情報の通知

土石流等による被害が想定さ れる土地の区域

五條市大塔町赤谷筒所【1/4】



重大な土砂災害が想定される 時期

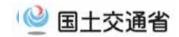
五條市大塔町赤谷筒所

河道閉塞の確認場所	重大な土砂災害が 想定される時期
奈良県五條市大塔町赤谷	タ立程度の降雨量が あったとき

(余老)

避難について	河道閉塞高さまで満 水になるまでの推定累 積雨量
避難が必要であると考えられ ます。	約30mm

2-5大規模土砂災害発生時の緊急調査【平成26年記録的大雨災害での事例】



- 〇災害関連情報の共有や支援等の調整を図るため礼文町および宗谷総合振興局にリエゾン(現地情報連絡 員)を派遣
- **防災ヘリコプター「ほっかい**」によって、礼文町および稚内市の現地被災状況を上空から調査 また、礼文町からの要請により、TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)を派遣し、現地被災状況を調査、応急 対策・復旧方法について提案
- ○道道被災による元地地区集落孤立を受け、港湾業務艇「りんどう」を礼文町に派遣し、人・物資搬送を支援 また、Ku-SAT II (衛星小型画像伝送システム)を設置し、被災した道道の応急復旧状況の映像を共有

リエゾンの派遣

・稚内開発建設部から

23人・日(8/25~9/1) 礼文町へ



礼文町災害対策本部会議に出席



宗谷総合振興局との打合せ

TEC-FORCEの派遣

8/25に被災状況調査班(砂防班)2班9名を派遣 宗谷総合振興局へ 22人・日(8/24,26~9/1) 要請のあった礼文町の被災箇所を実地調査し、 応急対策・復旧方法等を提案



扎文小学校施所被災状況顯査

防災ヘリ「ほっかい」による調査

8/25に(独)寒地土木研究所1名、北海道庁 職員 1名、開発局TEC-FORCE1班2名が 上空から礼文町、稚内市の被災状況を把握 礼文町、稚内市、北海道等に映像を提供



道道元地香深線被災状況

船泊地区被災状況

Ku-SAT II による現地映像共有

道道の被災、 応急復旧状 況の映像を 防災情報共 有システムに より 北海道と情 報共有 $(8/30 \sim 9/1)$



Ku-SATⅡによる映像

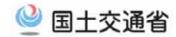
港湾業務艇「りんどう」による輸送支援

香深港~礼文 西漁港(元地 地区)間にお いて人・物資を 輸送 $(8/26 \sim 9/1)$ 稼働実績

運航: 25回 乗船者数:158,



2-6特定緊急水防活動



■東日本大震災を踏まえ、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生し緊急を要する時には、 国土交通大臣が高度の機械力等を要する水防活動を行うことができるよう、水防法の改正が行われ ました。

国土交通大臣が特定緊急水防活動を実施する必要性

- ・災害発生後の被害拡大防止対策は、水防管理者が実施することとされているが、東日本大震災における広域にわたる氾濫水の排除等は、高度な機械力や専門的知識が必要であるため市町村等では対応が困難
- ・大河川の堤防決壊による洪水氾濫が発生した場合に必要となる氾濫流制御などの水防活動についても、関係者が広範にわたることに加え、高度な機械力や専門知識が必要となることから市町村等では対応が困難

水防法の改正内容

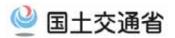
平成23年12月施行

洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認められたとき、国土交通大臣は、災害の発生に伴い浸入した水の排除や高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を必要とする水防活動(特定緊急水防活動)を行うことができる旨の規定を設ける。(水防法第32条)

- ※特定緊急水防活動で想定している具体的活動
 - ・災害の発生に伴い浸入した水の排除
 - ・決壊箇所の締切等災害の被害拡大防止のための処置
 - ・災害の被害拡大防止のために必要な通信の確保
 - ・災害の被害拡大防止のために必要な監視・観測



特定緊急水防活動を想定した排水訓練



災対法の一部を改正する法律の概要

●災害対策基本法の一部を改正する法律(H26.11.21施行)

大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅 速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置 を讃ずる。

改正の背景

- 首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向 かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、 緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれ。
- 一方、道路法に基づく放置車両 対策は、非常時の対応としては 制約があるため、緊急時の災害 応急措置として、災害対策基本 法に明確に位置づける必要





被災地へアクセスする道路に

行のため、緊急に啓開が必要

法律の概要

緊急車両の通行ルート確保のための 放置車両対策(災害応急措置として創設)

緊急車両の通行を確保する緊急の必要が ある場合、道路管理者は、区間を指定し て以下を実施。

- 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等 に対して移動を命令
- ・運転者の不在時等は、道路管理者自ら 車両を移動

(その際、やむを得ない限度での破損を 容認し、併せて損失補償規定を整備)

※ ホイールローダー等による車両移動

(首都直下地震における八方向作戦の例 1の措置のためやむを得ない必要がある時、 道路管理者は、他人の土地の一時使用、

(例:ホイールローダーによる移動)

※ 沿道での車両保管場所確保等

2 土地の一時使用等

3 関係機関、道路管理者間の連携・調整

竹木その他の障害物の処分が可能。

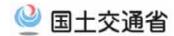
- 都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、 1の措置の要請が可能
- ・国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示が可能 (都道府県知事は、市町村に対し指示が可能)
- ※ 高速道路については、高速道路機構及び高速道路会社が連携して対応

H26年度冬期の国道通行止め状況

- OH26年度冬期の暴風雪による通行止め発生状況は、延 べ39路線204区間L=5.389.8km発生しており、近年増 加傾向。
- ◆災対法第76条の6による指定区間 18路線29区間 L=877.4km 〇特に12月16日~の急速に発達した低気圧による数年に 1度の暴風雪の影響により、車両の通行の安全の確保 が困難なことから、延べ25路線39区間 L=1.203.7kmで 国道の通行止めを実施。
 - ◆災対法第76条の6による指定区間 15路線25区間 L=830.0km



【暴風雪等の荒天時に通行止めとなる可能性のある国道区間位置図はこちらから】 http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_doro/jyosetsu/index.html



- 〇災害対策基本法改正(平成26年11月21日施行)により、大規模災害発生時における緊急通行車両の通行ルートを確保するため、道路管理者による放置車両等の移動が可能となったところ。
- 〇法改正を踏まえ、暴風雪による放置車両発生時の道路管理者等による移動訓練を関係機関と連携して実施。 《今年度、全開発建設部にて訓練を実施予定》

日 時:平成26年12月5日(金)

場 所:札幌開発建設部 札幌道路事務所構内

参加機関:北海道警察、札幌市豊平消防署、

日本自動車連盟(JAF)、全日本高速道路 レッカー事業協同組合(JHR)、

札幌開発建設部

(計 220名参加)

【放置車両の移動訓練の状況】







〇大規模な雪害が発生した際の災害対応における連携と情報共有を強化するため、新たに自衛隊が参加した 防災訓練を実施。

【関係機関との連携強化】

平成25年12月4日自衛隊による救援活動を取り入れた訓練を実施し、関係機関との災害対応の連携を強化。



関係機関との情報共有の訓練状況



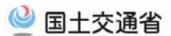
道路啓開作業の訓練状況



関係機関による救助の訓練状況



緊急通行車両の先導支援の訓練状況



〇災害対策基本法に基づき、建設機械等の貸付について、各種会議等で広く周知を行い活用の拡大を 推進。

建設機械等の地方公共団体への貸付

- 一昨年度冬期には2自治体への貸与を実施
- ・ロータリ除雪車の貸与(根室市) H26.2.19~24(6日間)
- 除雪ドーザの貸与 (大空町) H26.3.5~7(3日間)





2月19日 根室市

3月5日 大空町

〇民間企業等との道路異常に関する通報協定の締結を行い、今年度、全開発建設部で締結が完了。



(協定締結式の状況)



(#9910ステッカー掲示状況)



民間等との協定による通報協力体制の拡充

昨年度から民間企業(北海道コカ・コーラボトリング(株))との道路 異常に関する通報協定の締結を行い、今年度、全開発建設部で締結 が完了。

各地域のバス協会(札幌、函館、十勝) バス事業者(宗谷バス) トラック協会(札幌、函館、旭川、十勝) ハイヤー協会(十勝) とも通報協力に関する協定を締結。



- 〇周知活動として、暴風雪時の運転に対する心構えをまとめたパンフレットの作成・配布や、出前講座・講演会の実施により、一般ユーザーへ注意を呼びかけ。
- 〇暴風雪時の円滑な交通を確保するため、防雪柵の設置等のハード対策や、コミュニティFMによる道路 情報提供地域の拡大等のソフト対策を実施。

【周知活動】

冬道ドライブの心構えパンフレットの作成・配布や、自動車学校での教習指導者を対象とした出前講座や講演会の実施。



周知パンフレット (平成26年1月から配布)





自動車学校での出前講座状況 (平成25年7月11日)

【ハード・ソフト対策】

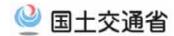
防雪柵設置等による視程障害対策やコミュニティFMとの協力による道路情報提供地域の拡大。



防雪柵の整備

FM局名	発信場所	FM周波数	FM局名	発信場所	FM周波数		
ラジオカロスサッポロ 札幌市		78.1MHz	ワイラジオ	伊達市	77.6MHz		
FM アップル	札幌市	76.5MHz	FM いるか	函館市	80.7MHz		
三角山放送局	札幌市	76.2MHz	FM りべーる	旭川市	83.7MHz		
さっぽろ村ラジオ	札幌市	81.3MHz	ラジオ ふらの	富良野市	77.1MHz		
FM ドラマシティ	札幌市	77.6MHz	エアーてっし	名寄市	78.8MHz		
With-s	札幌市	83.0MHz	FM JAGA	帯広市	77.8MHz		
FM メイプル	北広島市	79.9MHz	FM WING	帯広市	76.1MHz		
FM e-niwa	恵庭市	77.8MHz	FM オホーツク	北見市	82.7MHz		
FM はまなす	岩見沢市	76.1MHz	FM くしろ	釧路市	76.1MHz		
FM G'Sky	滝川市	77.9MHz	FM ねむろ	根室市	76.3MHz		
FM おたる	小樽市	76.3MHz	FM はな	中標津町	87.0MHz		
ラジオ ニセコ	ニセコ町	76.2MHz	FM もえる	留萌市	76.9MHz		
FM びゅー	室蘭市	84.2MHz	FM わっぴー	稚内市	76.1MHz		

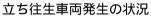
情報提供先FM局(全道計20市町26局)



- 〇暴風雪等の悪天候が予想されるときは、最新の気象情報や道路情報などを事前に十分に確認し、不要不急の外出は控えて頂きますよう、お願い致します。
- ○大地震や暴風雪等の災害時に、車両等をおいて避難する際は、できるだけ道路の左側に車間を詰めて停車し、緊急通行車両の通行ルート確保にご協力をお願い致します。
- 〇なお、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合は、災害対策基本法に基づき、道路管理者 が区間を指定して、放置車両・立ち往生車両等の移動を行う場合があります。

【暴風雪等の悪天候時の被害の状況】

地吹雪による視程障害状況







【災害時に車両をおいて避難する際の留意事項】



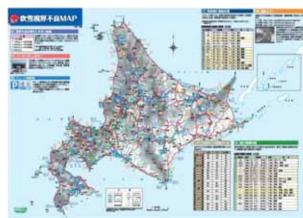
【冬道ドライブの心構えについてはこちらから】

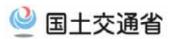
吹雪による視界不良が起きやすい地域、冬道ドライブの注意点 や車への常備品、救助を待つ際の注意点等を記載したパンフレット。 道の駅や市町村役場などで配布。

以下のURLからもダウンロード可能。

http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_doro/attitude/index.html







冬期の悪天候時には、各種道路情報提供ツールを利用・確認願います

北海道地区道路情報

国道・道道の規制情報、道路気象情報、道路画像情報をWebページで提供 PC・スマートフォン・携帯 URL: http://info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp/







二次元コード

(北海道道路地区情報)

静止画像と気象データ(気温、路温、風速、 時間雨量、積雪深)を見ることが可能

SNSを利用した通行止め情報の発信

H27.3.27よりTwitterとFacebookを公開し、北海道開発局が管理する 国道、高規格幹線道路の異常気象、災害による通行止め情報を発信。













(Twitter画面)

(Facebook画面)

国道通行止め情報メール配信サービス

国道の通行止め情報をスマートフォン、携帯へ提供。 本サービスに登録して頂くと、異常気象や災害によ る通行止めの実施や解除をメール配信。

(路線、区間を選択可能)





北の道ナビ(吹雪の視界情報)<寒地土木研究所提供>

吹雪の視界情報等の情報を集約した情報提供サイト 今年度は、11月下旬頃、提供開始を予定しています。



- ▶視界情報 ▶吹雪の投稿情報
- ▶気象警報・注意報 ▶通行止め情報
- ▶メール配信サービス
- ●下記の語句で検索いただくか、次のURLをご入力下さい。







道路情報提供施設(国道情報連絡所、道路情報連絡所)

コンビニやガソリンスタンド等に協力 頂き、道路管理者からの通行止め情報 「i-Fax」を店舗内に掲示。

国道情報連絡所 386施設 道路情報連絡所 508施設 (平成27年10月16日現在)



気象庁発表の気象情報を踏まえた道路利用者への情報提供

道路情報板に道路利用者へ予告情報「早めのタイヤ 交換」、「通行止めを行うことがあります」等を周知。

<暴風雪時> 下記は、道路情報板標示のイメージ図 <初冬期>

気象情報の発信

注意・警報発令

通行止め



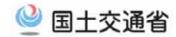








3 - 1根幹的な社会資本整備(直轄事業)



○ 東日本大震災の教訓を踏まえ、安全で安心に暮らせる国土づくりを進めます。総合的な治水対策や安全で信頼性の高い道路ネットワークの構築、港湾、空港施設の耐震化、積雪寒冷地特有の災害への対応など災害に強い社会資本整備を推進します。

地震•津波対策

災害時に広域的な救援・救護活動や緊 急物資搬送を確実に実施するため、港湾、 空港、橋梁等の地震対策を推進します。



耐震強化岸壁での防災訓練 【釧路港】



空港の液状化対策 【新千歳空港】

道路ネットワークの確保

大規模災害に備えるとともに、被災時に おける救急救命活動や復旧支援活動を支 えるため、耐震・防災・雪害対策等を推進 します。



防雪柵の整備

風水害対策

集中豪雨の増加などの災害リスク増大に対し、千歳川遊水地群の整備など総合的な治水対策を進めます。



遊水地群の整備 【千歳川】



タ張シューパロダム の整備【夕張川】

拠点施設等の耐震化

災害対応、復旧活動の拠点となる施設等の耐震化を進めます。



庁舎耐震改修 (イメージ)



空港施設の耐震補強 【函館空港】

農地等の防災対策

農作物及び農地への災害を未然に防止するため、機能低下した基幹施設の改修を推進します。



洪水流下機能の回復



頭首工の整備 【空知川頭首工】

火山災害対策

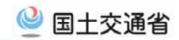
多数存在する活火山による災害に備え、泥流対策等を推進します。



昭和63年十勝岳噴火



砂防堰堤等の整備 【樽前山 覚生川】



防災・減災、安全を実現するメニューに特化して集中的に支援

- ■社会資本整備総合交付金と同様に、関係事務を一本化・統一化
- ■計画に位置付けられた事業の範囲内で、地方公共団体が国費を自由に充当可能
- ■防災・減災、安全に資する基幹事業の効果を一層高める事業についても、創意工夫を生かして実施可能

住宅・社会資本の整備



効果促進事業



整備計画に掲げる 政策目標の達成 (成果指標で事後評価)

住宅・社会資本の整備

基 幹 事 業

防災・減災、安全に資する以下の事業

- 〇道路 〇港湾
- 〇河川
 〇砂防

 〇下水道
 〇海岸
- 〇都市公園 〇市街地
- 〇住宅 〇住環境整備 等

関連社会資本整備事業

基幹事業に関連する

- 各種「社会資本整備事業」 (社会資本整備重点計画法)
- 〇「公的賃貸住宅の整備」

効果促進事業

- ○計画の目標実現のため基幹事業一体 となって、基幹事業の効果を一層高め るために必要な事業・事務
- 全体事業費の2割目途

(例)

- ・ ハザードマップの作成・活用
- 防災教育、水防訓練、防災訓練、避難訓練の 実施
- ・ 防犯灯、防犯カメラの整備

交付申請までのフロー

社会資本総合整備 計画書の提出

整備目標、事業内容、事前評結果等



国土交通省から整備計画毎 に当該年度に交付可能な国 費を内定通知

内定诵知



計画等の提出 当該年度に実施する事業 の計画、団体別内訳

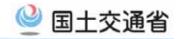
実施に関する



交付申請

各地方公共団体がそれぞ れ交付申請

3 - 2防災・安全交付金【地域における総合的な老朽化対策】



防災・安全交付金を活用し、老朽化した社会資本等の総点検、それを踏まえた緊急対策、長寿命化等戦略的維持管理・更新の実施を総合的に支援。



◆港湾施設の老朽化対策

係留施設

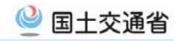
の補修



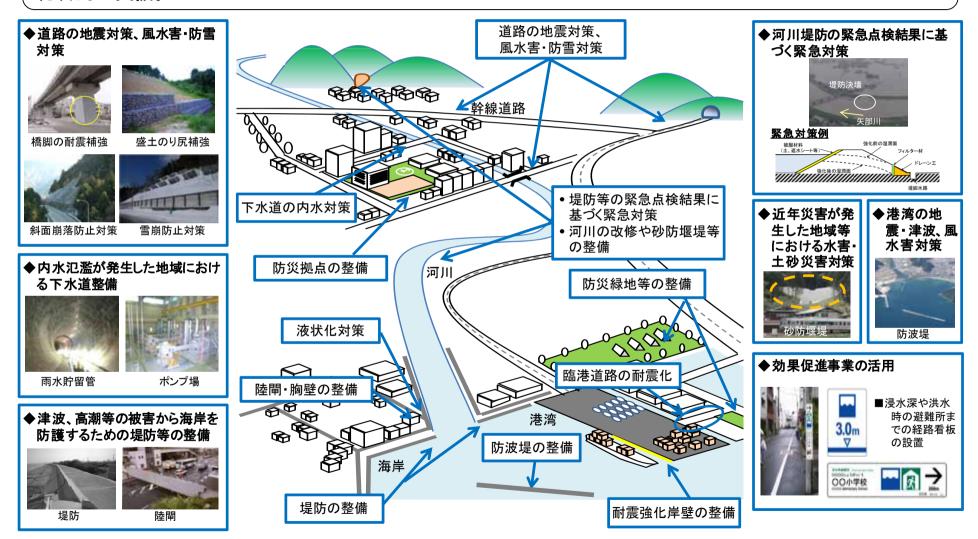


◆海岸保全施設の老朽化対策

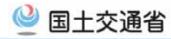
3-2防災・安全交付金【地域における総合的な事前防災・減災対策】



防災・安全交付金を活用し、地震・津波や頻発する風水害・土砂災害に対する事前防災・減災対策を 総合的に支援。



3-2防災・安全交付金【地域における総合的な事前防災・減災対策】



今後発生すると想定されている首都直下地震、東海・東南海・南海地震等における地震被害の発生を防止するため、防災・安全交付金を活用し、密集市街地の防災性の向上、住宅・建築物等の耐震化等に対し、総合的に支援。

避難所、劇場等の天井の耐震化

〇天井脱落の被害事例





休苔館

音楽ホール

エレベーターの安全確保

 既設エレベーターの防災対策改修[※]の支援
 ※P波感知型地震時管制運転装置の設置、主要機器の耐震 補強措置、戸開走行保護装置の設置

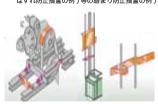
P波感知型地震時管制 運転装置の設置



P波を感知し、最寄り 階に自動運転し、乗客 をエレベーター外に避 難させる

主要機器の耐震補強措置

(網車からのロープの(昇降路内突出物へのロープ はずれ防止措置の例)等の絡まり防止措置の例)





公営住宅の耐震化



▲外付けフレーム耐震補強

密集市街地の防災性の向上

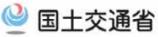
- ・老朽建築物の建替・除却、空地・避難路の整備
- ・延焼防止のための建築物の不燃化
- 【効果促進事業の活用】
- ・地域住民主導の避難訓練の実施支援
- ・地域住民による防災マップの作成支援

住宅・建築物の耐震化

・避難路沿道等の住宅・建築物の耐震化の促進



3-2防災・安全交付金【地域における総合的な生活空間の安全確保】 望 国土交通省



通学路の安全確保のため、緊急合同点検により抽出された要対策箇所について、道路管理者と 学校・保護者・警察等が連携して検討した対策に対し、防災・安全交付金を活用し、実施を支援。

【対策検討メンバー】

- ·教育委員会、学校、PTA
- 道路管理者
- ■警察署
- •利用者団体
- ・歩くのに電柱が邪魔になり、 車道へ入り込む



- く対策メニュー> -無雷柱化
- 狭い歩道の中にバス停があ り、バスを待つ人がいる場 合など危険



<対策メニュー> ・バス停周辺歩道整備



・踏切内の歩行空間が狭く、 児童と車が輻輳し危険

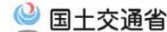


- <対策メニュー> ・踏切の拡幅
- ・国道の渋滞を避けて抜け道 として利用する大型車が多 いが、歩道がなく危険



- <対策メニュー> •大型車通行禁止 ・狭さく、ハンプの設置
 - :通学路(学校指定)
 - :要対策箇所

3-3津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)の概要



H23.12.14公布 H24.6.13全部施行

将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、全国で活用可能な一般的な制度を創設し、ハード・ソフトの施策を組み 合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進。

概要

基本指針 (津波防災地域づくりを総合的に推進するための基本的方向性。国土交通大臣が策定)

津波浸水想定の設定

都道府県知事は、基本指針に基づき、**津波浸水想定**(津波により浸水するおそれがある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深)を設定し、公表する。

推進計画の作成

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、**津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)**を作成することができる。

特例措置

(推進計画区域内における特例)

津波防災住宅等建設区の創設

津波避難建築物の容積率規制の緩和

都道府県による 集団移転促進事業計画の作成 一団地の津波防災 拠点市街地形成施設に関 する都市計画

津波防護施設の管理等

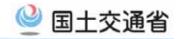
都道府県知事又は市町村長は、盛土構造物、閘門等の津波防護施設の新設、改良その他の管理を行う。

津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定

- 都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定することができる。
- ・都道府県知事は、警戒区域のうち、津波災害から住民の生命及び身体を保護するために一定の開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を、**津波災害特別警戒区域**として指定することができる。

3-3津波防災地域づくり法【いのちを守る地域づくりのイメージ】

難確保計画の作成、津波避難訓練の実施





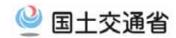
全部が津波の

水深以下

部が津波の

水深以上

3-3津波防災地域づくり法【推進計画区域内における特例】

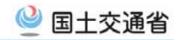


【津波防災住宅等建設区制度の創設】

趣旨 今般の震災の被災地域では、津波により、住宅や当該住宅の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な市役所、学校、病院、商店等が壊滅的な被害を受けている。津波による災害の発生のおそれの著しい地域では、宅地の盛土・嵩上げ等、津波災害の防止措置を講じた、又は講じられる土地へ住宅及び公益的施設を集約し、津波被害に対する安全性の向上を図ることが喫緊の課題である。

内容 推進計画区域内で施行される土地区画整理事業の施行地区内の津波災害の防止措置を講じられた又は講じられる土地に、住宅及び公益的施設の宅地を集約するための区域を定め、住宅及び公益的施設の宅地の所有者が、当該区域内への換地の申出をすることができる申出換地の特例を設ける。

施行地区イメージ図 【土地区画整理事業施行地区】 切土・盛土等 幹線道路 「工場 業務施設 公園・緑地エリア



【津波避難建築物の容積率規制の緩和】

目的 津波避難建築物の整備を推進するため、建築基準法の特例として、容積率規制を緩和 するもの

特例措置

推進計画区域内において、津波からの避難に資する 一定の基準を満たす建築物の防災用備蓄倉庫等につ いて、<u>建築審査会の同意を不要とし、特定行政庁の</u> 認定により、容積率を緩和できることとする



迅速な緩和が可能となり、 津波避難ビルの整備に資する

例)都市計画上の指定容積率200% 220%相当に

※本特例の適用を受ける建築物については、 指定避難施設又は管理協定の制度により 避難施設として位置づけることが望ましい。



都市計画等で定められた容積率

